

愛媛県内の状況

【R3.9.29 9時現在】

<封じ込め・終了事例>

事例	公表日	検査数	陰性	陽性	L452R陽性	関係者調査	PCR検査	健康観察
対処事例①:1560事例 ※久香:29事例		35,352	30,463	4,889		●	●	●
1566事例目 【学校⑦・松山市】	9/8	505	476	29	+	●	●	●
松山市保健所:8事例 (1489、1586、1587、 1594、1598、1600、 1616、1622事例)		35	20	15		●	●	●
西条保健所:1事例 (1494事例)		21	14	7		●	●	●
中予保健所:1事例 (1458事例)		(1) 17	(1) 13	4		●	●	●
八幡浜保健所:1事例 (1593事例)		1	0	1		●	●	●

<囲い込み事例>

対処事例②:39事例		942	830	112		●	●	○
1642事例目 (西条保健所)	9/23	(1) 23	18	(1) 5		●	●	○
1601事例目 (中予保健所)	9/15	(1) 8	(1) 7	1		●	●	○
1605事例目 (松山市保健所)	9/15	(1) 4	(1) 2	2		●	●	○
松山市保健所:2事例 (1647、1649事例)		16	12	4		●	●	○
西条保健所:2事例 (1638、1651事例)		(1) 13	(1) 9	4		●	●	○
今治保健所:1事例 (1654事例)		4	2	2		●	●	○

<調査中事例>

対処事例③:12事例		22	9	13		○	○	○
1643事例目 【飲食店⑪・松山市】	9/23	20	12	8	+	○	○	○
1663事例目 (西条保健所)	9/28	(4) 7	(1) 1	(3) 6		○	○	○
1596事例目 (松山市保健所)	9/14	(14) 163	(14) 156	7	+	○	○	○
1631事例目 (四国中央保健所)	9/22	(1) 39	(1) 34	5	+	○	○	○
1635事例目 (松山市保健所)	9/22	(1) 29	(1) 22	7	+	○	○	○
1641事例目 (松山市保健所)	9/23	(6) 25	(6) 20	5	+	○	○	○
1650事例目 (松山市保健所)	9/25	(1) 20	(1) 17	3	+	○	○	○
1655事例目 (中予保健所)	9/25	(1) 3	(1) 2	1	+	○	○	○
1661事例目 (松山市保健所)	9/28	(6) 7	(6) 6	1		○	○	○
1662事例目 (松山市保健所)	9/28	(3) 4	(3) 3	1		○	○	○
新規計	9/29	(3) 3	0	(3) 3		○	○	○
上記以外	PCR検査	(11) 58,326	(11) 58,326			—	—	—
	抗原検査	50,169	50,169					
合計		(56) 145,778	(49) 140,643	(7) 5,135	衛生環境研究所等の検査 かかりつけ医等の検査	0件 7件		
診療・検査医療機関での検査数 (金曜日に1週間の合計を計上)		前週 1日平均	250件					

【凡例】●:接觸者特定済、検査完了、健康観察終了
○:接觸者特定中、検査中、健康観察中

※上記の()内の検査数は、対応中の事例に関して昨日実施した検査並びに衛生環境研究所及び地域外来・検査センターで実施した検査の件数です。

	L452R変異株PCR検査結果※1 (R3.8.8以降実施分)				ゲノム解析結果※2 (R3.3.1以降実施分)			【参考】 L452R陽性事例数 (陽性者数計)
	検査数	L452R 陰性	L452R 陽性	判定不能 ※3	アルファ株 (N501Y変異)	デルタ株 (L452R変異)	その他	
変異株検査	963	95	853	15	135	128	0	425事例 (事例合計1800人)

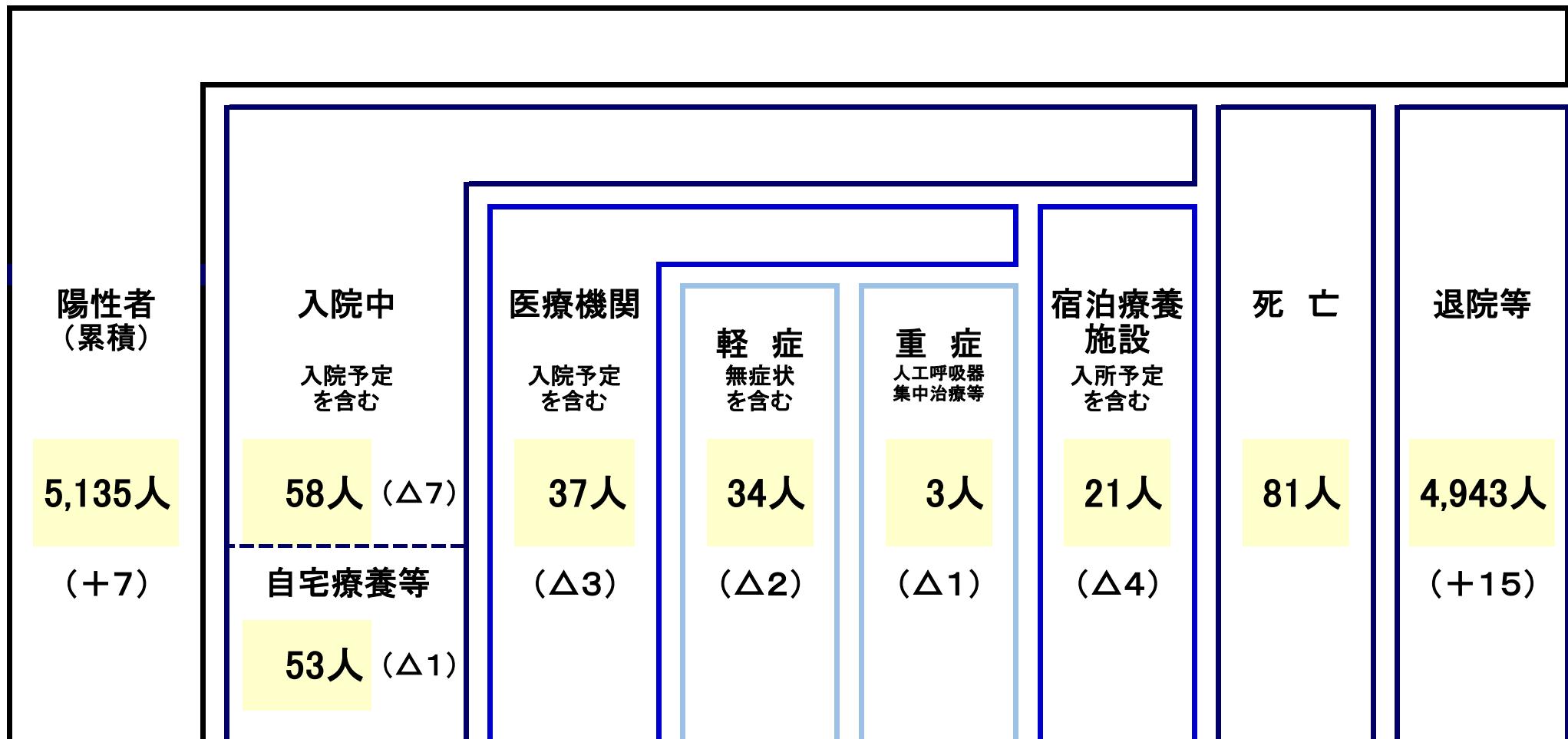
※1 L452R変異株PCR検査は、新型コロナウイルスの陽性が確認された方の中から抽出して実施しています。

※2 ゲノム解析結果の「アルファ株」は英国で最初に検出された変異株 (B.1.1.7系統)、「デルタ株」はインドで最初に検出された変異株 (B.1.617.2系統) として確定された件数を示しています。

※3 「判定不能」は、ウイルス量が少ない等の理由により、変異株であるかどうか判定ができなかった件数を示しています。

県内における新型コロナウィルス感染症患者の発生状況について

令和3年9月29日 9時現在



検査実績（管轄保健所別）

【R3.8.31現在】

保健所	市 町	管内人口 (R元.10.1)	検査件数	陰 性	陽 性	陽性率
四国中央	四国中央市	83,630	3,662	3,439	223	6.1%
西 条	新居浜市、西条市	221,412	10,669	9,948	721	6.8%
今 治	今治市、上島町	158,547	10,710	10,339	371	3.5%
中 予	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町	127,763	7,193	6,896	297	4.1%
八幡浜	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町	133,353	7,956	7,820	136	1.7%
宇和島	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町	104,966	6,896	6,703	193	2.8%
松山市	松山市	509,139	43,403	40,784	2,619	6.0%
計		1,338,810	90,489	85,929	4,560	5.0%

一斉検査	実施時期	検査件数	陰 性	陽 性	陽性率
臨時PCR検査センター	3/30～4/9 8/10～13 8/24～26	4,694	4,671	23	0.5%
繁華街モニタリングキット配布ステーション	①5/24～28 ②6/14～18 ③7/29～30	1,188	1,186	2	0.2%
高齢者施設一斉検査	4/15～6/1	16,090	16,078	12	0.1%

※先月の月末時点の検査実績(管轄保健所別)については、毎月下旬頃に更新する予定です。

感染縮小期

感染警戒期

感染警戒期
～特別警戒期間～

感染対策期

「感染警戒期」

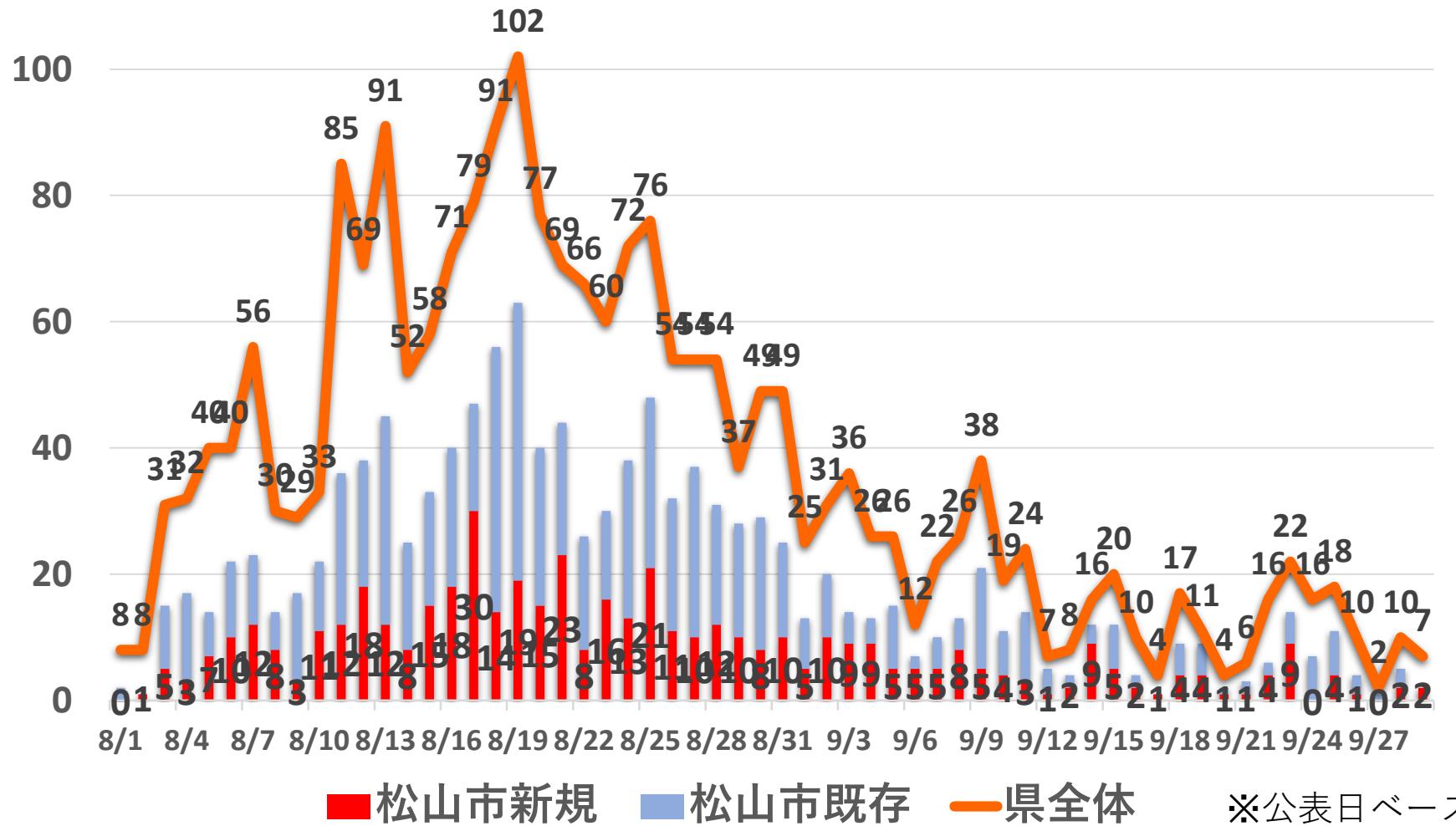
10月1日(金)～当面の間

- 県内の感染状況はステージ2のレベルまで下がり、医療負荷も徐々に減少
- ただし、全国的には感染が十分に減少していない地域もあり、感染の持ち込み・持ち帰りに引き続き注意
- 緊急事態宣言等の解除や時短解除によるリバウンドを防ぐため、少なくとも2週間程度は警戒し段階的に緩和

感染回避行動は徹底しながら
社会経済活動も徐々に再開を

陽性者数の推移（愛媛県）

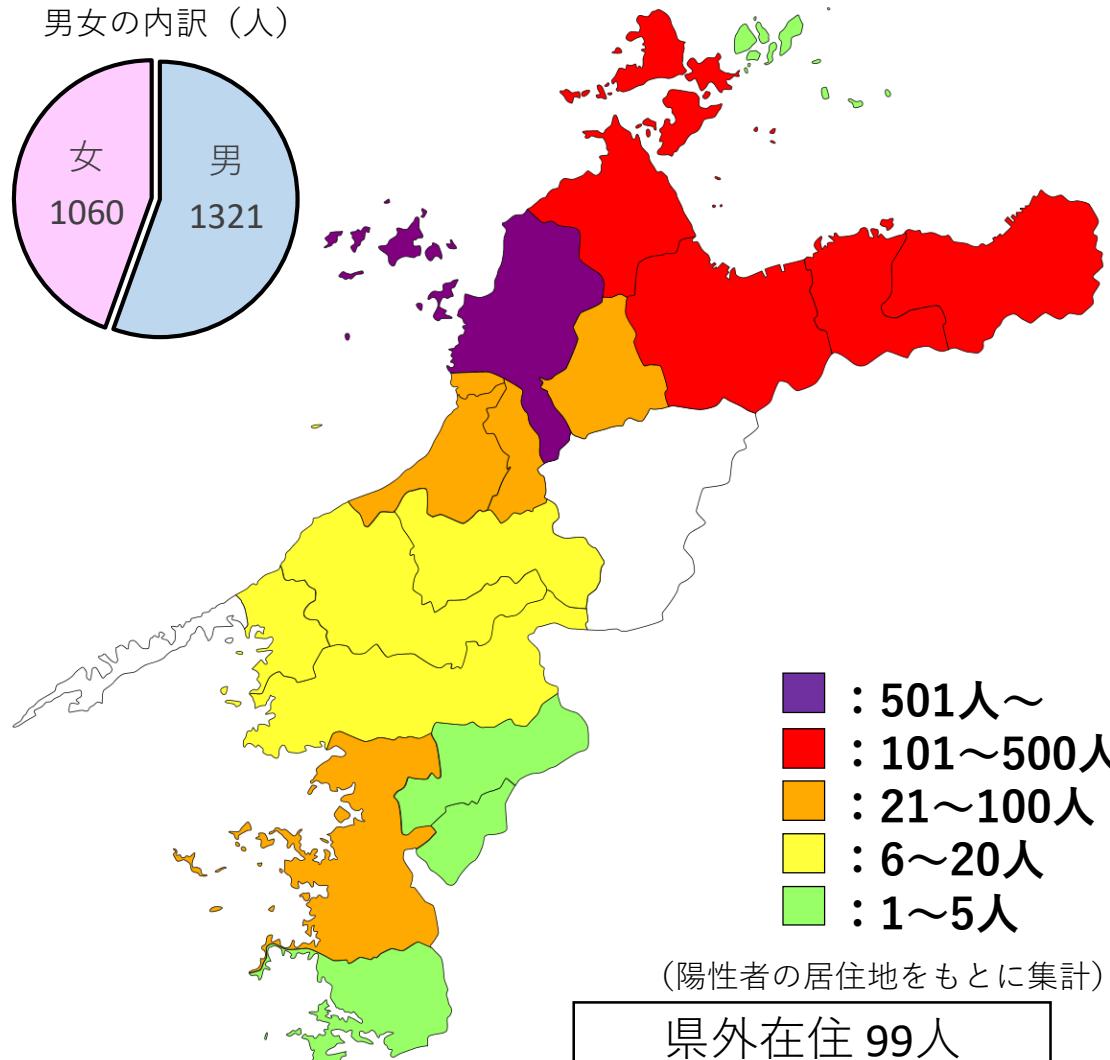
- ・県内の陽性者数は、まん延防止等重点措置（9月12日）終了後、限定的な増加はあったが、リバウンドには至らず、縮小傾向。
- ・松山市も、9月16日以降は、既存事例、新規事例ともに低い水準で推移。



7月以降の市町別陽性者の状況

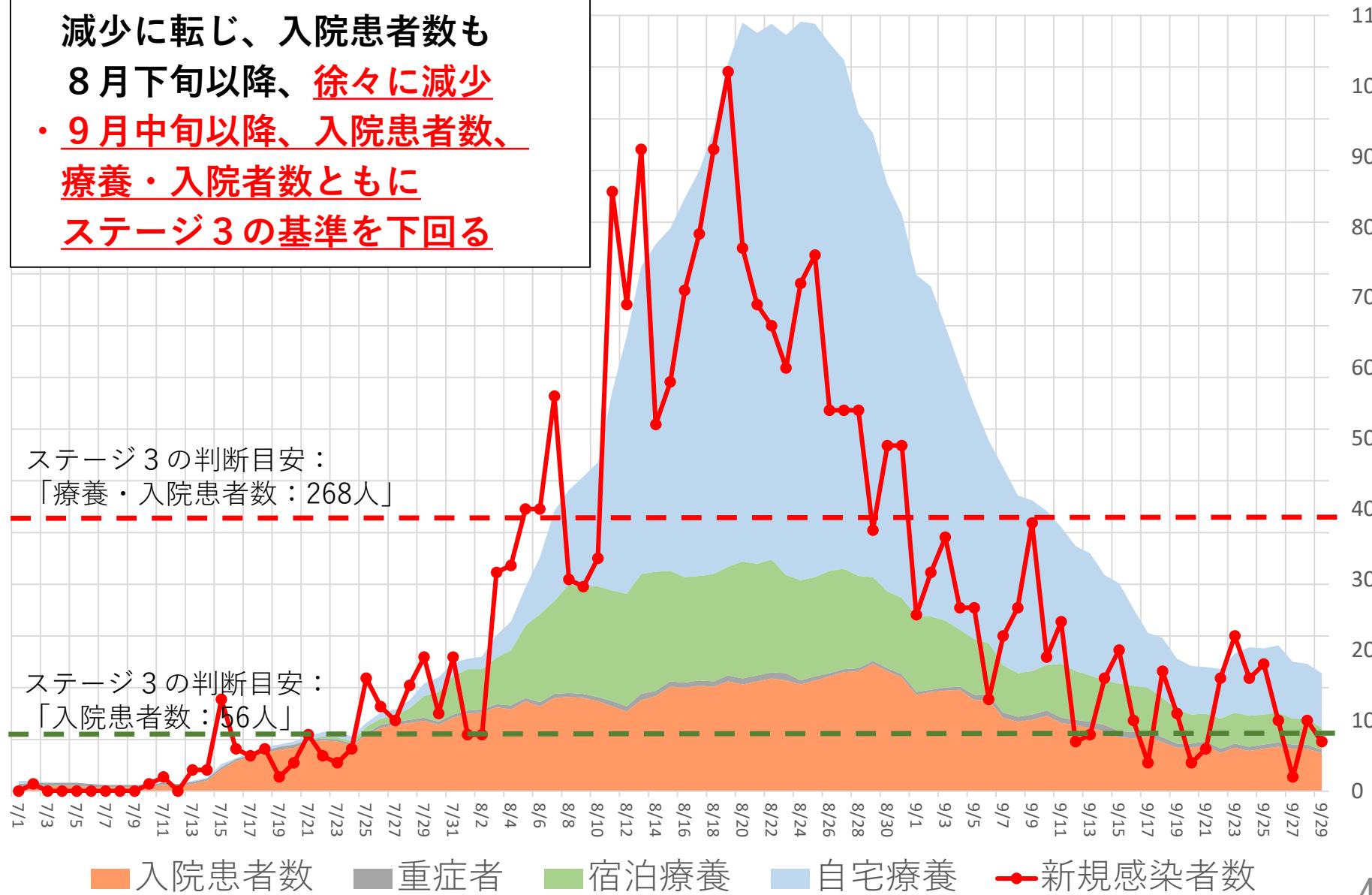
市町名	陽性者数	(累計)
松山市	1,278人	(2,865人)
新居浜市	275人	(518人)
西条市	180人	(268人)
今治市	149人	(376人)
四国中央市	140人	(243人)
宇和島市	61人	(162人)
砥部町	40人	(75人)
伊予市	33人	(64人)
東温市	32人	(115人)
松前町	31人	(80人)
大洲市	16人	(73人)
八幡浜市	13人	(31人)
西予市	12人	(32人)
内子町	9人	(18人)
愛南町	4人	(14人)
鬼北町	4人	(9人)
松野町	3人	(7人)
上島町	2人	(9人)
久万高原町	0人	(6人)
伊方町	0人	(3人)

・愛媛県：2,381人 (9/29時点)
(累計：5,135人)



入院患者数等の推移

- ・陽性者数は8月19日をピークに減少に転じ、入院患者数も8月下旬以降、徐々に減少
- ・9月中旬以降、入院患者数、療養・入院者数とともにステージ3の基準を下回る



「感染警戒期」の対策等①

①県民への協力依頼

- 県外との不要不急の往来自粛
 - ⇒ 一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意
(変更・協力依頼)※法要請終了
 - 訪問先の知事の要請内容や訪問先エリア(市区町村)の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
 - 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
 - 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意
 - 【感染が十分に減少していない地域】
 - ◇新規陽性者数がステージ3相当(人口10万人あたり週15人以上)の地域
 - ◇緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域
 - 松山市の不要不急の外出自粛、松山市との往来注意、東予4市(今治市、新居浜市、西条市、四国中央市)は外出の機会を減らす
 - ⇒ 直近の感染状況を踏まえ、松山市及び新居浜市は外出注意(変更・協力依頼)

「感染警戒期」の対策等②

①県民への協力依頼

➤ 会食注意

普段顔を合わせている人と、4人以下、概ね2時間以内

⇒ ○感染リスクの高い行動のない人と、10人以下で

○長時間を避けて

○感染対策が徹底されているお店で

○大声を出さない、羽目を外さない

○少しでも体調に異常があれば出席しない、させない

※当面2週間〔変更〕

➤ 飲食店の不特定多数を集め、混雑が予想される催しには 参加しない（継続）

◇特に活動的な20代、30代の皆さん

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を
【第5波の感染事例】

○マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり

○長時間にわたるグループでの

パーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

「感染警戒期」の対策等③

②事業者への協力依頼

- ガイドライン遵守、職場内の感染防止対策の徹底(継続)
- 大規模商業施設等の入場整理・誘導等(継続)

③飲食店への協力依頼

- 不特定多数を集め混雑が想定される催しの開催自粛(継続)

④イベント制限(法要請)

- 人数上限:ガイドライン遵守かつ、5,000人又は
収容定員50%以内(10,000人まで)
いづれか大きい方(10/12まで継続)

⑤福祉施設の面会

- 一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、
施設長の判断のもとで実施(変更)

「感染警戒期」の対策等④

⑥学校活動(県立学校)

【教育活動全般】

- 身体接触を伴う活動等は行わない
⇒ 注意して実施(変更)
- 校外交流はやむを得ないものを除き、当面見送り
⇒ 県内交流は注意して実施(変更)
県外交流は厳選して実施(変更)
※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断

【部活動】

- 他校との練習試合や合同練習は行わない
⇒ 注意して実施(変更)

◆学生(大学や専門学校等)の感染リスクに注意(追加)

- ・新学期の再開(帰省等の県外往来による持ち帰りなど)
- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会う
アルバイト(飲食店等)

「感染警戒期」の対策等⑤

⑦県管理施設

- 松山市内の集客施設は、感染防止対策を徹底の上、開館
(変更)
- 松山市内の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に新規予約の受付を再開
(変更)

⑧集中的な検査

- 感染の早期探知のため、集中的な検査を実施
 - ・ 新居浜市：10月6日（水）～8日（金）
 - ・ 松山市：10月中旬頃（予定）

⑨その他

- GoToイート食事券の新規販売停止
⇒ 再開

「感染警戒期」の協力内容①

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
対策期間	9/27（月）～ 9/30（木）	10/1（金）～ 当面の間
期間名称	「感染対策期」	「感染警戒期」
県外往来 ・ 県内行動等	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>県外との不要不急の往来自粛</u> ・松山市内の不要不急の外出自粛（終日） ※東予4市（今治市,新居浜市,西条市,四国中央市）は外出の機会を減らす（協力依頼） ・松山市との往来注意（協力依頼） ・<u>会食の注意（普段顔を合わせている人と、4人以下で、概ね2時間以内）</u> ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意 	<p>（協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意</u> ・<u>直近の感染状況を踏まえ、松山市及び新居浜市は外出注意</u> ・<u>会食の注意（感染リスクの高い行動のない人と、10人以下、長時間を避けて）</u> ・飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない ・感染回避行動の徹底 ・「5つの場面」の注意
20代、 30代		<u>密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を</u>
事業活動	<p>【法要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策 	<p>（協力依頼）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業種別ガイドラインの徹底 ・職場内での徹底した感染防止対策の実行 ・大規模集客施設での徹底した感染対策の実行（入場整理・誘導等） ・地下食品売り場やフードコート等の感染対策

「感染警戒期」の協力内容等②

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
時短要請	9/26（日）まで終了	
飲食店	<p><u>【法要請】《県下全域》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛要請 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等 	<p><u>(協力依頼)《県下全域》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 例：周年・記念イベント、大規模パーティー等
面会制限	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の面会制限 <u>（施設長の判断による）</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設の面会 <u>（面会は一律に制限するのではなく、施設長の判断で実施）</u>
イベント開催制限	<p><u>【法要請】《県下全域》（～10/12まで）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの遵守 人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方 屋内収容率：声なし100%、声あり50% 	<p><u>【法要請】《県下全域》（～10/12まで）</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ガイドラインの遵守 人数上限：5,000人以下又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方 屋内収容率：声なし100%、声あり50%
学校活動の制限等	<p><u>《教育活動全般》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 身体接触を伴う活動等は行わない 校外交流は、県内・県外とともに、進路に関わるもの等やむを得ないものを除き、当面見送り（学校行事の校内限定は松山市内ののみ継続） 松山市内の県立高校等の部活動休止、授業短縮等の制限（9/19まで） 	<p><u>《教育活動全般》</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 身体接触を伴う活動等は<u>注意して実施</u> 校外交流のうち <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>県内交流は注意して実施 <input type="checkbox"/>県外交流は厳選して実施 <p>※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断</p>

「感染警戒期」の協力内容等③

項目	9月30日まで	10月1日～当面の間
学校活動の制限等	<p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他校との練習試合や合同練習は<u>行わない</u> ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は<u>例外的に認め</u>る <p>※教員による見守り活動を強化</p>	<p>《部活動》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他校との練習試合や合同練習は<u>注意して実施</u> ・県内公式大会は実施(主催者が観客制限) ・全国大会等への県代表参加は<u>認める</u> <p>※教員による見守り活動を強化</p>
学生の注意喚起		<p>《大学・専門学校等》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の感染リスクに注意
県主催イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の集客イベントは感染防止対策をより一層徹底、開催方法の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・県主催の集客イベントは感染防止対策を<u>徹底の上、開催</u>
県管理施設	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市内の集客施設は、<u>重点措置下の対策を継続</u> <ul style="list-style-type: none"> 図書館：貸出・閲覧に限定 武道館：トレーニングルームを閉鎖 ・その他の集客施設 とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで再開 ・松山市内の施設の貸館利用は、<u>現対策を継続(新たな予約の受付を停止)</u> ・その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用の許可を再開 	<ul style="list-style-type: none"> ・松山市内の集客施設は、<u>感染防止対策を徹底の上、開館</u> ・その他の集客施設 とべ動物園、こどもの城等は、入場制限等の感染防止対策を徹底したうえで開園 ・松山市内の施設の貸館利用は、<u>感染防止対策の徹底等を条件に新規予約の受付を再開</u> ・その他の施設の貸館利用は、感染防止対策の徹底等を条件に利用を許可
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・GoToイート食事券の新規販売を停止 	<ul style="list-style-type: none"> ・GoToイート食事券の新規販売を再開

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの要請】

○一律の自粛は求めないが、県外往来には十分注意【変更】

- 訪問先の知事が要請する内容や訪問先エリア（市区町村）の感染状況を必ず確認し、現地の注意事項に従う
- 感染リスクの高い行動を避け、感染回避行動を徹底
- 感染が十分に減少していない地域の訪問は、特に注意
【感染が十分に減少していない地域】
 - ◆新規陽性者数がステージ3相当（人口10万人あたり週15人以上）の地域
 - ◆緊急事態宣言等の適用解除後、行動制限が段階的に緩和される地域
- 県外への出張は、ウェブの活用などで代替
- 帰県後2週間は体調管理に留意し、訪問先で感染リスクの高い行動をした方は、会食参加は自粛するなど、感染回避行動を徹底

○直近の感染状況を踏まえ、松山市及び新居浜市は外出注意【変更】

- 松山市及び新居浜市では、混雑する場所は避けるなど外出には注意を

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民・事業者の皆さんへの協力依頼】

○会食の注意【変更】(当面2週間)

- ① 感染リスクの高い行動のない人と (参加者の2週間以内の行動歴を確認)
- ② 10人以下で、長時間を避けて
- ③ 少しでも体調に異常があれば出席しない、させない
- ④ 感染防止対策が徹底されている店を利用

※飲食店を選ぶ際のポイント：座席の間隔の確保、従業員のマスクの着用、消毒液の設置、換気の徹底

- ⑤ 席の間隔を十分空けて
- ⑥ 大声を出さない。羽目を外さない

➢ 自宅等飲食店以外での会食も同様に注意

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しには参加しない

【継続】

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【県民の皆さんへの協力依頼】

○ 感染回避行動の徹底【継続】

- 体調に異変を感じたら、外出や人との接触を避け、医療機関に事前に相談の上、受診
- 家庭内に症状のある人が複数いる場合は、必ず早期の受診を促す。
- 基本的な感染対策の徹底【マスクは適切に着用（鼻出しマスクなど不完全な着用は効果なし）、手指消毒は極めて有効】

○ 感染リスクが高まる「5つの場面」に十分注意【継続】

※「5つの場面」

- | | |
|--|-------------------------------|
| ①飲酒を伴う懇親会等
③マスクなしでの会話
⑤居場所の切り替わり | ②大人数や長時間におよぶ飲食
④狭い空間での共同生活 |
|--|-------------------------------|

◇特に活動的な20代、30代の皆さん【追加】

密にならないように感染防止対策を徹底し、慎重に行動を

【第5波の感染事例】

- マスクを外して行うスポーツや趣味の集まり
- 長時間にわたるグループでのパーティー、宅飲み、レジャー、バーベキューなど

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○業種別ガイドラインの実践 【継続】

○徹底した感染防止対策の実行 【継続】

- **テレワーク、時差出勤、休暇取得、ローテーション勤務のより一層の利用促進**
- 日常の執務室だけでなく、更衣室・休憩室・喫煙室等も含めた職場内の感染拡大防止対策の徹底（こまめな手指消毒、共用物等の消毒、換気の徹底）
- 毎日の検温と報告など、従業員の体調確認の徹底。休暇取得の推奨
- 職場内に症状のある人がいる場合は必ず早期の受診を促す

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【事業者の皆さんへの協力依頼】

○飲食店や商業施設、イベント・催物等の徹底した感染対策の実行 (業務の特性等を踏まえて) 【継続】

- 入場者が密集しないよう整理・誘導、入場者の人数管理・人数制限
- 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置
(アクリル板等の設置又は座席の間隔の確保、換気の徹底など)
- 手指の消毒設備の設置と、利用者等への手指消毒の呼びかけ
- 従業員への検査勧奨
- 発熱等有症状者の入場を避けるための措置
- 入場者へマスクの着用徹底等の呼びかけ
- マスクの着用等に正当な理由なく応じない者の入場禁止
(すでに入場している者の退場も含む)

○飲食店の不特定多数を集め、混雑が想定される催しの開催自粛 【継続】 ※例：周年・記念イベント、大規模パーティー等

感染拡大を防ぐための協力依頼内容(詳細)

【福祉施設】

- 面会は一律に制限するのではなく、施設の特性等を踏まえ、施設長の判断のもとで実施【変更】

- 施設の特性を踏まえ、利用者・家族のQOLも考慮して面会の必要性を検討
- 面会時は適切な感染予防策を実施（面会スペースの設置など）

感染拡大を防ぐための要請内容(詳細)

【事業者の皆さんへの要請（催物・イベント関係）】

(特措法第24条9項)

○業種別ガイドラインの遵守の徹底【継続】

○催物・イベント等の開催制限【継続】

期間	収容率（※1）		人数上限（※1）
9月13日 ～ 10月12日	大声での歓声・声援等がないこと前提としうるもの（※2） ・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演 ・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（※3）	大声での歓声・声援等が想定されるもの ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等	5,000人 又は収容定員50%以内（10,000人まで）のいずれか大きい方
	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%（※4）以内 (席がない場合は十分な間隔)	

※1 収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度とする。（両方の条件を満たす必要あり。）

※2 クラシック音楽等は例示であり、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」の判断は、実態に照らして、個別具体的に行う。

※3 「イベント中の食事を伴う催物」は、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、「大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの」と取り扱うことを可とする。

※4 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい。すなわち、収容率は50%を超える場合がある。

学校活動（県立学校）の制限等(詳細)

教育活動全般【変更】

- ・身体接触を伴う活動等は注意して実施
- ・校外交流のうち、県内交流は注意して実施
　　県外交流は厳選して実施
※直近の感染状況を踏まえ慎重に判断

部活動【変更】

- ・他校との練習試合や合同練習は注意して実施
- ・県内の公式大会は実施（必要に応じ、主催者が観客を制限）
- ・全国大会等への県代表参加は認める

教員による見守り活動の強化【継続】

◆学生（大学や専門学校等）の感染リスクに注意【追加】

- ・新学期の再開（帰省等の県外往来による持ち帰りなど）
- ・利用客等がマスクを外して会話する場面等に立ち会うアルバイト（飲食店等）

県管理施設の取扱い(詳細)

【県管理施設関係】

○集客施設

➤ 県管理施設は感染防止対策を徹底して開館【継続】

※松山市内の施設も、感染防止対策を徹底のうえ、開館【変更】

【感染防止対策】

- ・施設の規模や条件に応じた感染防止対策の徹底
- ・入場者数の適正管理や有症状者等の入場制限等の徹底
- ・施設内における、十分な感染防止対策が困難な場所等の閉鎖

○貸館利用

➤ 県管理施設の貸館利用は、以下を条件に「利用を許可」【継続】

※松山市内の施設の貸館利用も以下を条件に新規予約の受付を再開【変更】

- ・ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底
- ・イベント参加者全員の把握と、陽性者が発生した場合の連絡先の把握
- ・えひめコロナお知らせネットの活用徹底

イベント等の取扱い(詳細)

【県主催の集客イベント関係】

- 感染防止対策を徹底のうえ開催【変更】

【GoToイート関係】

- GoToイート食事券の新規販売を再開【変更】

食事券発行業者(セキ(株))から公表予定

[
 ・販売期間(10月1日～10月31日)
 ・利用期限(11月30日まで)
]

感染拡大を防ぐための集中的な検査の実施

○感染の早期探知のため、集中的に検査を実施

臨時PCR検査センター

◇新居浜市

- 対象者 新居浜市内に住み、次に該当し、感染に不安を感じている方
(市内の事業所に通勤している方を含む・無症状の方に限る)
 - ・9月中旬以降、県外との往来があった方や県外から来県した方と接触があった方
 - ・長時間または大人数で会食を行った方
 - ・飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方
- 開設期間 配布：10月6日（水）～7日（木）
回収：10月6日（水）～8日（金）
- 開設場所 新居浜市消防防災合同庁舎南駐車場

モニタリングキット配布ステーション

◇松山市

- 対象者、開設期間及び場所 ※詳細は今後決定
(時期は10月中旬頃を予定)

市町における対策の周知徹底と独自の措置

全市町

- 地域住民、事業者等への注意喚起と感染対策の徹底
- 学校等における感染防止対策の徹底

松山市（繁華街対策）

- 繁華街に対する感染対策の啓発や感染拡大の未然防止対策
(特に対応が必要な飲食店への働きかけの強化)

《都道府県の状況》

ステージ	順位	都道府県	人口10万人あたり新規陽性者数	緊急事態	重点措置
ステージ4 (25人以上)	1	沖縄県	44.4	○	
	2	大阪府	29.2	○	
ステージ3 (15人以上)	3	兵庫県	20.7	○	
	4	愛知県	18.6	○	
	5	東京都	17.2	○	
	6	埼玉県	15.2	○	
	7	神奈川県	15.0	○	
	8	京都府	14.3	○	
	9	奈良県	14.2		
ステージ2以下	10	千葉県	13.7	○	
	11	山梨県	12.9		
	12	青森県	12.5		
	13	福岡県	12.3	○	
	14	岐阜県	12.1	○	
	15	栃木県	11.5	○	
	16	福井県	10.3		
	17	大分県	10.2		
	18	滋賀県	9.8	○	
	19	茨城県	9.8	○	
	20	広島県	9.5	○	
	21	群馬県	8.9	○	
	22	熊本県	8.1		○
	23	静岡県	7.2	○	
	24	和歌山県	7.1		
	25	佐賀県	7.1		
	26	北海道	7.0	○	
	27	三重県	6.9	○	
	28	愛媛県	6.7		
	29	宮城県	6.6		○
	30	新潟県	6.6		
	31	高知県	6.4		
	32	島根県	5.6		
	33	長崎県	5.2		
	34	石川県	5.2		○
	35	徳島県	4.9		
	36	岡山県	4.5		○
	37	宮崎県	4.3		○
	38	長野県	3.9		
	39	山口県	3.8		
	40	富山県	3.4		
	41	山形県	3.2		
	42	香川県	3.1		○
	43	福島県	3.0		○
	44	秋田県	2.3		
	45	鹿児島県	1.5		○
	46	岩手県	1.1		
	47	鳥取県	0.5		

※人口10万人あたり新規陽性者数:9/27までの直近1週間
(厚生労働省公表「新規陽性者数の推移(日別)」に基づいて算出)

県民の皆様へ緊急のお願い

日時：9月23日（木・祝日）
午後8時～午後10時（2時間）
場所：ジョイグリーン
エヒメフットサルコートBコート
(東温市見奈良1110)

上記の日時、場所でフットサルをされた方は、濃厚接触者にあたりますので、外出や人との接触を控えるとともに、お住まいの地域に関わらず、松山市保健所に連絡をお願いします。

保健所電話窓口(受付時間:9時～17時)

松山市保健所

(代表)

089-911-1800

- 保健所が症状や施設利用時の状況等をお伺いしたうえで、保健所の指示に基づき検査を受けていただきます。
- お電話の際には、「松山市が保健所への連絡を呼びかけているフットサルの関係である」とお伝えください。
- 感染拡大防止のための緊急電話窓口です。上記のフットサル参加者以外の方からのご相談は、一般相談窓口【089-909-3468】までお願いします。

臨時PCR検査センター開設

新居浜会場

検査対象者

新居浜市にお住まいの方で、次に該当し、感染に不安を感じている方（市内の事業所に通勤している方を含む・無症状の方に限る）

- 9月中旬以降、県外との往来があった方や、県外から来県した方と接触があった方
- 長時間または大人数での会食を行った方
- 飲食店の従業員や不特定多数の方と接触する機会の多い方

開設期間

○キット配布：10/6(水)・7(木)：2日間

○検体回収：10/6(水)・7(木)・8(金)：3日間

○開設時間：15:00～17:00（1日2時間）

▼開設場所

新居浜市消防防災合同庁舎南駐車場

▼検査費用

無料（自己負担なし）

▼検査方法

センターで検査キットを配布し、
自宅等で自己採取した検体を同所で回収



※検体採取方法は説明書を配布するほか、YouTube上で説明動画を配信

▼来場方法

車の乗入れ可（混み合う場合があります。ご注意ください。）

▼問合せ先

コールセンター（一般相談窓口） 089-909-3468
新居浜市福祉部保健センター 0897-35-1070

▼実施主体

愛媛県・新居浜市・愛媛県総合保健協会

新型コロナウイルス感染症に関する情報は、愛媛県のホームページでご確認ください。

<https://www.pref.ehime.jp/h25500/kansen/covid19.html>



臨時PCR検査センター(新居浜会場) 開設場所



©OpenStreetMap contributors

« 注意事項 »

- ① 無症状の方が対象です。発熱や咳等の症状がある方は、検査できません。医療機関を受診してください。
- ② 来場の際には、必ずマスクの着用をお願いします。
- ③ 車を乗り入れる場合は、係員の指示に従ってください。
- ④ 今回の検査の結果は、検体採取時点のものとなります。その後、症状が現れ、陽性となることもありますので、健康管理と感染回避行動の徹底をお願いします。

« 検査結果の連絡について »

- 検査結果は、陽性の場合のみ、管轄の保健所からご本人へ連絡します。(結果が陰性の方への連絡は行いません。)
※ 検査の実施状況は、後日、愛媛県ホームページでお知らせします。
- 検査結果に関する証明書等の発行は行いません。